

【2-20】

湾・灘の区分	備讃瀬戸・播磨灘																																
取組の名称	下水道業における総量規制基準(N、P)の緩和																																
事業期間及び事業費	事業期間：平成29年～ 事業費：－																																
事業体制	【事業実施主体】 岡山県環境文化部環境管理課																																
事業の背景・目的	養殖ノリの色落ち等の課題を踏まえ、豊かな瀬戸内海を目指して瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されたことなどを勘案し、第8次岡山県総量削減計画の策定に合わせて、沿岸域の下水処理場において管理運転の導入が検討しやすくなるよう必要な措置を講じたもの。																																
事業場所の詳細	沿岸域の下水処理場																																
事業内容	<p>以下のように総量規制基準を緩和するとともに、水産部局、土木部局と連携して基準の緩和、管理運転の実施手順及び留意事項等について、下水道事業者に周知した。</p> <p style="text-align: center;">下水道業における総量規制基準(単位:mg/L)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">処理方法</th> <th colspan="2">変更後</th> <th colspan="2">変更前</th> </tr> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窒素含有量</td> <td>通常処理</td> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>高度処理</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">りん含有量</td> <td>通常処理</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>高度処理</td> <td>1.5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) (1)は(2)を除く特定排水、(2)は平成14年10月1日以後に増加する特定排水に対して、それぞれ適用される基準 (注2) 水質総量規制は次の式で算出される汚濁負荷量を許容量とする。 $L(\text{kg/日}) = C(\text{mg/L}) \times Q(\text{m}^3/\text{日}) \times 10^{-3}$ L:汚濁負荷量 C:知事の定める総量規制基準 Q:特定排水の量 (注3) 児島湖流域は除く。</p>	項目	処理方法	変更後		変更前		(1)	(2)	(1)	(2)	窒素含有量	通常処理	25	20	20	10	高度処理	15	15	10	10	りん含有量	通常処理	3	2	2	1	高度処理	1.5	1	1	1
項目	処理方法			変更後		変更前																											
		(1)	(2)	(1)	(2)																												
窒素含有量	通常処理	25	20	20	10																												
	高度処理	15	15	10	10																												
りん含有量	通常処理	3	2	2	1																												
	高度処理	1.5	1	1	1																												
効果・影響のモニタリング手法(時期、場所、項目、把握すべき事項等)	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等により下水道管理運転の実施状況を把握するとともに、管理運転に伴う総量規制基準等の超過がないことを確認する。 管理運転を実施する下水処理場の周辺海域において、県水産研究所によるモニタリング調査を実施し、栄養塩管理運転の効果を把握する。 																																
取組による効果・影響及びその判断基準等	県内複数の下水処理場で栄養塩管理運転を実施及び検討中																																
モニタリングの留意点等	特になし。																																
現状での課題	関係部局が情報共有しつつ、海域の水質、生物、漁業等の状況に応じて推進すること。																																
今後の予定等	「豊かな海実現に係る報告会」により関係各課と連携して推進する。																																
取組事例についての発表資料等	瀬戸内海環境保全小委員会(第15回)資料																																
情報提供元	岡山県環境文化部環境管理課																																